法第２条（用語の定義）特殊建築物、建築設備、居室、主要構造部

動く歩道（勾配が１５度以下で、踏面に段差を有しないエスカレーター）

動く歩道は、踏面に段差がなく連続平面状のものをいい、踏面が全長にわたって水平のもの、勾配を有するものがあり、曲行するもの、中間で増速するものも含まれる。